

参加無料

愛知大学法学会主催講演会

申込不要

～戦後最大の冤罪事件～
松川事件の裁判について

2021年11月22日(月) 16時30分～18時00分
愛知大学名古屋校舎 講義棟 L407教室

講演者: 石田 享 弁護士



◆ 講演者略歴

- 1957年 愛知大学法経学部卒業
- 1959年 司法試験合格
- 1962年 弁護士登録(東京弁護士会)
自由法曹団に入団
松川事件、島田事件、狭山事件
等の弁護活動に従事
- 1971年 静岡県弁護士会に登録換え



松川事件事故現場



映画「松川事件」より

東北本線松川駅付近で、旅客列車が突如脱線、転覆し、機関士等が死亡したいわゆる松川事件において、捜査機関側のずさんな捜査が明るみとなり、逆転無罪判決が下されました。その後無罪となった元被告人らは国を相手に賠償請求を行い、その過程でも元被告人のアリバイを証明する名簿を隠匿していたことが明らかとなり、あらためてこの事件に対する官製冤罪が問題となりました。

本学の卒業生である石田弁護士は、この国家賠償請求訴訟の中心的な弁護士として活躍され、今回、改めて松川事件の教訓をお話していただきます。当日は、破棄差戻を言渡した最高裁判決書など、石田弁護士が愛知大学に寄贈された貴重な資料の一部を公開する予定です。

お問い合わせ: 愛知大学法学会

Tel: 052-564-6128 Fax: 052-564-6228

◎マスク着用にてご参加ください◎